

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

資料2

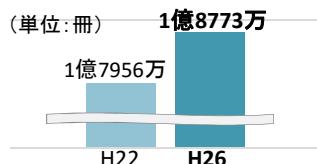
趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の貸出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)
専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂
(平成29,30年公示)
総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

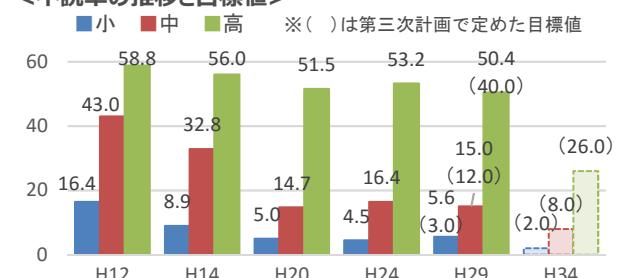
スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進度での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

- ① 読書習慣の形成に向けて、
発達段階ごとの効果的な取組を推進
 - 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
 - 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
 - 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
 - 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等
- ② 友人同士で本を薦め合うなど、
読書への関心を高める取組を充実
 - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析
 - スマートフォンの利用と読書の関係 等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率	
◆第三次基本計画で定めた目標	
市：100% 町村：70%	

◆平成28年度実績
市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

- 市町村**：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等
- 都道府県**：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等
- 国**：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント：①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す家読（うちどく） 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
- ・障害のある子供の読書活動の促進

◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
 - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル） 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置設置率（H27）：市98.4%，町61.5%，村26.2%

◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励（地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等）

子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

平成 30 年 4 月

子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

—目次—

はじめに 1

第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況 2

I 子供の読書活動に関する取組の現状 2

1 家庭・地域における取組

2 学校等における取組

II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化 3

1 学校図書館法の改正等

2 学習指導要領の改訂等

3 情報通信手段の普及・多様化

第2章 基本の方針 6

I 子供の読書活動に関する課題 6

II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性 7

第3章 子供の読書活動の推進体制等	9
I 市町村の役割	9
II 都道府県の役割	10
III 国の役割	10
第4章 子供の読書活動の推進方策	12
I 発達段階に応じた取組	12
II 家庭における取組	13
III 地域における取組	14
1 図書館	
2 その他	
IV 学校等における取組	20
1 幼稚園、保育所等	
2 小学校、中学校、高等学校等	
V 子供の読書への関心を高める取組	28
VI 民間団体の活動に対する支援	30
1 民間団体の役割	
2 民間団体の活動に対する支援	
VII 普及啓発活動	31
1 普及啓発活動の推進	
2 優れた取組の奨励	

はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。) が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。) を策定・公表すること、4 月 23 日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府は、平成 14 年 8 月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画(「第一次基本計画」)を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成 20 年 3 月には第二次基本計画、平成 25 年 5 月には第三次基本計画を定めた。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)の改正、学習指導要領の改訂等、子供の読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきた。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られる。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(「第四次基本計画」。以下「本計画」という。) を定めることとする。

本計画は、今後おおむね 5 年間にわたる施策の基本の方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子供の読書活動の推進に必要と考えられる施策を行うまでの取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

I 子供の読書活動に関する取組の現状

1 家庭・地域における取組¹

- (1) 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成 23 年：3,274 館、平成 27 年：3,331 館）。
- (2) 児童室を有する図書館が増加した（平成 23 年：2,059 館、平成 27 年：2,119 館）。
- (3) 児童用図書の貸出冊数²が増加した（平成 22 年度：約 1 億 7,956 万冊、平成 26 年度：約 1 億 8,773 万冊）。
- (4) 読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館が漸増している（平成 23 年：2,311 館、平成 27 年：2,316 館）。
- (5) 子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）³導入率が上昇した（平成 23 年：87.0%，平成 27 年：88.8%）。

2 学校等における取組⁴

- (1) 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した（平成 24 年：小学校 96.4%，中学校 88.2%，高校 40.8%，平成 28 年：小学校 97.1%，中学校 88.5%，高校 42.7%）。
- (2) 司書教諭の発令は、12 学級以上のほとんどの学校で行われている（平成 24 年：小学校 99.6%，中学校 98.4%，高校 95.9%，平成 28 年：小学校 99.3%，中学校 98.3%，高校 96.1%）。なお、11 学級以下の学校においては発令が増加傾向にある（平成 24 年：小学校 23.9%，中学校 27.4%，高校 25.3%，平成 28 年：小学校 28.7%，中学校 33.5%，高校 35.7%）。
- (3) 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成 24 年：小学校 47.8%，中学校 48.2%，

¹ 数値は、平成 23 年度「社会教育調査」（文部科学省）、平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）から。なお、平成 27 年度から統計名称「社会教育調査」が「社会教育統計」に変更された。

² 平成 20 年度調査までは「児童の貸出冊数」を調査していたが、図書館のシステム化の影響により児童が借りた貸出冊数が把握できない図書館があることから、平成 23 年度以降の調査では「児童用図書の貸出冊数」を調査。

³ OPAC(Online Public Access Catalog)：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピュータ化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。

⁴ (1)から(3)の数値は、平成 24・28 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）から。(4)の数値は、2006 年、2009 年、2012 年及び 2015 年「生徒の学習到達度調査」（OECD）から、平均得点及び OECD 加盟国中の順位を記載。

高校 67.7%，平成 28 年：小学校 59.2%，中学校 58.2%，高校 66.6%）。

(4) 我が国の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の 2015 年調査では 2012 年調査と比較して読解力の平均得点が有意に低下している（2006 年調査：498 点・12 位／30 か国，2009 年調査：520 点・5 位／34 か国，2012 年調査：538 点・1 位／34 か国，2015 年調査：516 点・6 位／35 か国）。

II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

1 学校図書館法の改正等

平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 93 号。以下「改正法」という。）が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、改正法附則第 2 項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…（略）…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成 28 年 10 月に「これからの中学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられた。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成 20 年 6 月に図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直

し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われた。

平成 24 年 12 月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁵(以下「望ましい基準」という。)に対する各公立図書館の対応等については、平成 27 年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」⁶(文部科学省)を行い、平成 28 年 3 月に報告書が取りまとめられた。

2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成 28 年 12 月 21 日)においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成 30 年 3 月 30 日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としている。

⁵ 平成 20 年 6 月の図書館法改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、従来の「望ましい基準」が全部改正された。

⁶ 生涯学習の視点から全国の公立図書館の実態を調査。事業の実施等に関する基本的な運営の方針の策定、適切な指標の選定・目標の設定、事業計画の策定という体系的な図書館の管理運営、点字資料・録音図書の提供や障害者サービス担当者の配置等について対応が望まれる実態が明らかになった。

3 情報通信手段の普及・多様化⁷

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えていた可能性がある。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており（平成26年度：小学生17.1%，中学生41.9%，高校生90.7%，平成27年度：小学生23.7%，中学生45.8%，高校生93.6%，平成28年度：小学生27.0%，中学生51.7%，高校生94.8%，平成29年度：小学生29.9%，中学生58.1%，高校生95.9%），個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになってい。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴である。

⁷ 数値は、平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）から。

第2章 基本の方針

I 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料⁸を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることができます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、平成24年度には小学生4.5%，中学生は16.4%，高校生は53.2%であった⁹。）をおおむね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていた。本目標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%，中学生15.0%，高校生50.4%であった⁹。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取

⁸ 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。

⁹ 第63回「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社）

組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向¹⁰にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進度での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる¹¹。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態がある¹²ことに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受けける影響が大きい傾向がある¹¹ことから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

¹⁰ 平成 12 年度には小学生 16.4%，中学生は 43.0%，高校生は 58.8%

¹¹ 平成 28 年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」(文部科学省)

¹² 「第 2 回放課後の生活時間調査—子どもたちの 24 時間—ダイジェスト版」(2015 年ベネッセ教育総合研究所)

なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えていている可能性がある。これらについて、国は、本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

第3章 子供の読書活動の推進体制等

I 市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力¹³によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては、市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市100%，町村70%以上とすることを目標としていた。しかし、市町村推進計画の策定率(平成28年度末)は、市88.6%，町村63.6%であり¹⁴、とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように、市町村推進計画の策定率は、市及び町村のいずれも改善しているが、第三次基本計画で定めた目標には達しておらず、地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては、基本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが、これには、都道府県による支援や助言が必要とされている¹⁵と考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

¹³ 例えば、市町村において民間団体等と連携して行われる取組として、「ブックスタート」や「家読（うちどく）」等がある。（第4章II（2）参照）

¹⁴ 平成28年度「「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査」（文部科学省）

¹⁵ 市町村推進計画が未策定の市町村を対象としたアンケート結果によると、未策定の理由として「人材が不足している」、「図書館を設置していない」という点を挙げるところが多い。（平成28年度「「子ども読書活動推進計画」策定状況調査」（文部科学省））また、「子供の読書活動推進に関する有識者会議」においても、「市町村推進計画を策定し、これに基づき取組を推進する人材が不足している」との指摘があった。

II 都道府県の役割

都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第1項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

III 国の役割

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国は、国民の間に広く子供の読書活動についての关心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。

国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例（読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響

を与えていたりする可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。

第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市100%，町村70%以上とすることを目指す。

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。

第4章 子供の読書活動の推進方策

I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のようないい傾向があるとの指摘¹⁶を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出でてくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

¹⁶ 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

④ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

II 家庭における取組

（1）家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

（2）家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者

に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

III 地域における取組

1 図書館

(1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

(2) 図書館における読書を支援する取組

① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成27年現在3,331館であり、昭和

38 年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は 100%，市立は 98.4% であるが、町立は 61.5%，村立は 26.2% と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である¹⁷。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイント¹⁸の拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができます。平成 27 年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は 91.2%，子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は 88.8% である¹⁷。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

¹⁷ 平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）

¹⁸ 貸出しやレンタル・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成 27 年現在、児童室を設置している図書館の割合は 63.6% であり¹⁹、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成 27 年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は 93.5% に上るもの、録音図書を所有する図書館は 20.2%、点字図書等を所有する図書館は 39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は 49.1% にとどまっている¹⁹。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの

¹⁹ 平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）

図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施

図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%，ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている²⁰。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

（3）連携・協力

① 学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団

²⁰ 平成23年度「社会教育調査」、平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入²¹等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

(4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する

²¹ 平成 27 年現在、ボランティア登録制度を有する図書館は 2,316 館。（「平成 27 年度社会教育統計」（文部科学省））

保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るために、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

2 その他

(1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、

「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

(2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

(3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることが多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

(4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

(5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

IV 学校等における取組

1 幼稚園、保育所等

(1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

（2）幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

2 小学校、中学校、高等学校等

（1）小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21 条第 5 号）が規定されており、平成 29 年、30 年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが

求められる。

(2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。

- ・全校一斉の読書活動
- ・推薦図書コーナーの設置
- ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善という観点から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることができ示されている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活

動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

(3) 学校図書館

① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの中学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効で

ある。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

② 学校図書館の取組

ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成27年度末（平成23年度末）：小学校66.4%（56.8%）、中学校55.3%（47.5%）²²）を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%，中学校で約37.7%，高等学校で91.0%であり²³、新聞を活用した学

²² 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

²³ 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成 27 年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は、小学校で 12.6%，中学校で 8.2%，高等学校で 4.6% である²⁴。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で 10.6%，中学校で 12.5%，高等学校で 47.6% であり²⁴、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で 73.9%，中学校で 72.7%，高等学校で 91.3% である²⁴。

教育用コンピューターをはじめとする学校における ICT 環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教

²⁴ 平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

(4) 人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るために、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%）²⁵⁾、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新

²⁵ 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

③ その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

（5）連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。

こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話し合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考え方を見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が

終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

VI 民間団体の活動に対する支援

1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約9,000のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている²⁶。

²⁶ 平成25年度「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）

2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」²⁷をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

VII 普及啓発活動

1 普及啓発活動の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

(2) 各種情報の収集・提供

国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各大

²⁷ 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。

このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

2 優れた取組の奨励

国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての关心と理解を深める。

(1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である（学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人）。

(2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めようすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。